

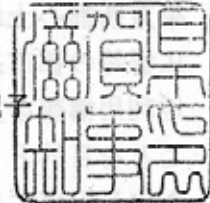


滋新駅第222号

平成19年(2007年)8月17日

栗東市長 國松 正一様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅の設置について(回答)

平素は、本県の行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅(以下、「新駅」という。)については、東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅設置促進協議会(以下、「促進協議会」という。)正・副会長会議において、「凍結を含む幅広い議論」を重ねているところです。

こうした議論を尊重する中で、本年2月には、促進協議会正・副会長会議の合意によりJR東海に対して大幅なコストダウンの方策について要請を行い、この要請結果を踏まえ、引き続き新駅問題について議論する必要があることから、現行計画の結論を平成19年10月31日まで猶予する旨の覚書を、貴市、県、促進協議会およびJR東海の四者で締結したところであります。

現行協定類の履行の諾否の期限である10月31日までに、関係者の合意を目指すためには、まずは貴市と県との課題解決に向けた協議を進めることが重要であり、去る7月27日の促進協議会幹事会においても、県から要請したところです。

このような中で、平成19年8月3日付け栗新駅第121号による貴職からの要請において、私の姿勢に対する一方的な非難がなされたことは理解しかねるところです。

地方行政が未曾有の厳しい財政状況にある中で、県民の皆さんに過大な負担をかけないため、貴職とともに解決の方策を見出していきたいと切に希望しております。

以下、平成19年8月3日付けの文書により貴職から求められた4点について回答します。

記

1 「凍結」の意味について

私としましては、かねてより、現在の財政状況を考慮すれば、今、新駅設置事業に対し、県として投資が許される状況にはなく、将来において新たな駅を設置するだけの財政的余裕が生まれた時点で検討すべきものであることから、「凍結」と申し上げております。

したがって、平成19年4月24日付「東海道新幹線新駅設置工事に係る協定類に基

づいた履行の諾否の期限及び解除の猶予等に関する覚書」第2条第2項により、凍結することについて、関係者で合意を得たいと考えております。

## 2 土地区画整理事業と新駅の一体性について

貴市からの要請文書において、私が「区画整理事業と新駅は一体性がないと主張」しているとの表現がありますが、区画整理事業と新駅の関係については、これまでから、栗東新都心土地区画整理事業は、その目的には、東海道新幹線新駅設置に関連した交通広場等の都市基盤施設の先行的な整備もあるものの、栗東市の将来の都市構造および土地利用構想を実現するための面的整備区域として、環境共生のまちづくりの実現を行うことを目的とし、土地区画整理法に基づき貴市が事業主体として実施されるということをお願いしてきたところです。一方で新駅設置事業は、貴市、県、促進協議会およびJR東海の四者で協定類を締結し、共同で実施する事業であると理解しております。

## 3 凍結後の対応策および新幹線関連事業全体の損害賠償額を含めた補償額とその明確な算出根拠について

まず、凍結後の対応策についてであります。新駅設置工事が既に一部着手されているなどの状況を考慮すると、「凍結」による影響はできる限り少なくする必要があると考えます。

特に、土地区画整理事業の地元、地権者の皆さんに負担をかけないためにも、新駅が「凍結」となった場合における土地区画整理事業への対応については、貴市の講ずる対応策に対して適切な支援策を検討してまいり所存であり、具体的にどのような手立てを講じることができるかについて、事業主体である貴市との協議が不可欠であると考えております。

また、県南部地域の総合的な振興につきましても、4で述べますように貴市や関係市と十分に議論をしていく必要があると考えております。

次に、後段の「県の法的責任の範囲」については、凍結に伴う諸課題について、関係者が幅広く議論してもらうための材料として、貴市から提供いただいた資料を基に、県の債務不履行により新駅が凍結された場合の県の責任の範囲の考え方を整理したものであります。

私としましては、例えば、裁判上の争いなどにならないよう、新駅問題を合意により解決したいと考えており、そのためには貴市と県との課題解決に向けた協議が進められるよう、重ねて要請いたします。

## 4 新駅に代わる地域振興策についての対応について

私が、「凍結」の方針を掲げたのは、あくまでも現下の厳しい財政状況等から将来に亘って県民の財政負担を軽減し、「凍結」を選択することが県民の利益になると考えたためであることをご理解いただけるよう重ねて申し上げます。

しかしながら、県南部地域の総合的な振興は、新駅設置の如何に関わらず、広域行政を預かる県の立場として重要な課題であると認識しており、昨年12月25日および本年1月12日の促進協議会幹事会において、「新幹線新駅を前提としない地域振興策

の方向性」について県の考え方の案を提示したところであります。今後とも、「地域振興策」としては、「凍結」を前提とした議論をする中で、促進協議会正・副会長会議でも議論し、関係市とも十分話し合いながら、新駅を前提としない公共交通基盤の整備など、長期的な視点を踏まえた効果的な施策を検討していきたいと考えています。